

セゾンカードローン規約一部改定のお知らせ

2026年3月2日をもってセゾンカードローン規約を改定いたしますのでご案内いたします。
改定箇所は下線部分です。

■セゾンカードローン規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第3条（有効期限）</p> <p>(3) 当社はカード更新にあたり、その時ににおける本会員の信用状況に応じご利用可能枠、融資利率（ただし、第5条（融資コース）(1)の範囲内とする）等の条件の変更をカード更新の条件とすることができます。この場合、当社は本会員に有効期限終了前までにお知らせし、本会員がその条件を承諾しないときは、カードの更新を行わないものとします。</p>	<p>第3条（有効期限）</p> <p>(3) 当社はカード更新にあたり、その時ににおける本会員の信用状況に応じご利用可能枠、融資利率（ただし、<u>当社所定の利率の範囲内とする</u>）等の条件の変更をカード更新の条件とすることができます。この場合、当社は本会員に有効期限終了前までにお知らせし、本会員がその条件を承諾しないときは、カードの更新を行わないものとします。</p>
<p>第5条（融資コース）</p> <p>(1) 当社は、本会員が申込時に希望した融資コースを上限として、当社所定の融資コースを設定します。各コースの最大ご利用可能枠及び融資利率は下記のとおりとします。</p> <p>300万円コース：利用可能枠300万円、融資利率8.0%～12.0%</p> <p>200万円コース：利用可能枠200万円、融資利率8.0%～15.0%</p> <p>100万円コース：利用可能枠100万円、融資利率8.0%～17.7%</p> <p>50万円コース：利用可能枠50万円、融資利率17.7%</p> <p>(2)融資コースは、本会員が変更を希望し、当社がそれを認めた場合を除いて変更しません。</p>	削除

<p>第6条（カードの利用可能枠）</p> <p>カードのご利用可能枠は、最大ご利用可能額を上限として当社が設定した金額とします。ただし、当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。なお、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。</p>	<p>第5条（カードの利用可能枠）</p> <p>(1) 本規約において「利用可能枠」とは、当社が会員ごとに管理する貸付サービスの利用可能枠をいい、本カードの利用可能枠に加え、当社が発行するクレジットカードに付帯するキャッシングサービスの利用可能枠を含むものとします。</p> <p>(2) カードの利用可能枠は、最大利用可能額を上限として当社が設定した金額とします。なお、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。</p> <p>(3) 会員が本カードの利用可能枠のほか、当社が提供するクレジットカードに付帯するキャッシングサービスその他の貸付サービスの利用可能枠を併せて保有している場合、当社はこれらを会員単位で一体として管理し、各貸付サービス毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とし、この上限を超えて利用することはできません。ただし、それぞれの貸付サービスの利用可能枠は、各貸付サービスに定められた額とします。</p>
<p>第7条（融資）</p> <p>(略)</p>	<p>第6条（融資）</p> <p>(略)</p>
<p>第8条（融資金等の支払い方法）</p> <p>(略)</p>	<p>第7条（融資金等の支払い方法）</p> <p>(略)</p>
<p>第9条（返済方式及び返済額）</p> <p>(略)</p>	<p>第8条（返済方式及び返済額）</p> <p>(略)</p>
<p>第10条（融資利率）</p> <p>(1) 融資利率は、第5条（融資コース）(1)に定める範囲内で当社が決定し、カード交付時の書面でお知らせします。利息は、第8条（融資金等の支払方法）①の口座お引落とし払いの場合は毎月の締切日残高に対し当月5日から翌月4日までの、②のお振込・</p>	<p>第9条（融資利率）</p> <p>(1) 融資利率は、当社所定の利率を適用しカード交付時の書面でお知らせします。利息は、毎月の締切日残高に対し第7条（融資金等の支払方法）①の口座お引落とし払いの場合は当月5日から翌月4日までの、②のお振込・ご持参払いの場合は当月のお支</p>

<p>ご持参払いの場合は当月のお支払日の翌日から翌月のお支払日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から、口座お引落とし払いの場合は締切日の翌々月4日、お振込・ご持参払いの場合は初回お支払日までの期間を日割計算します。</p> <p>(2) 融資利率は、第3条（有効期限）(3)に基づき、又は金融情勢等により変更する場合があります。その場合、第18条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、変更前に利用した融資金残高についても、変更後の利率が適用されます。</p> <p>(3) (1) 又は第9条（返済方式及び返済額）(5)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいいただきます。</p> <p>(4) 融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払い義務はありません。</p>	<p>払日の翌日から翌月のお支払日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から、口座お引落とし払いの場合は締切日の翌々月4日、お振込・ご持参払いの場合は初回お支払日までの期間を日割計算します。</p> <p>(2) 融資利率は、第3条（有効期限）(3)に基づき、又は金融情勢等により変更する場合があります。その場合、第<u>17</u>条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、変更前に利用した融資金残高についても、変更後の利率が適用されます。</p> <p>(3) (1) 又は第<u>8</u>条（返済方式及び返済額）(5)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいいただきます。</p> <p>(4) 融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払い義務はありません。</p>
<p>第11条（遅延損害金）</p> <p>返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、また第19条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（ただし、年20.0%を上限とします）で計算された額の遅延損害金をお支払いいいただきます。なお、遅延損害金の利率はカード交付時の書面でお知らせするものとし、利率の変更については第10条（融資利率）(2)を適用します。</p>	<p>第10条（遅延損害金）</p> <p>返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、また第<u>18</u>条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（ただし、年20.0%を上限とします）で計算された額の遅延損害金をお支払いいいただきます。なお、遅延損害金の利率はカード交付時の書面でお知らせするものとし、利率の変更については第<u>9</u>条（融資利率）(2)を適用します。</p>
<p>第12条（ご利用・ご返済にかかる書面）</p>	<p>第11条（ご利用・ご返済にかかる書面）</p>

(略)	(略)
第13条 (条件の変更) 本会員は第8条（融資金等の支払方法）の融資金等の支払方法、第9条（返済方式及び返済額）(1) (2)のお支払日、同条(3) (2)で指定した金額の変更を、当社所定の方法により申し出ることができるものとします。この場合、当該変更の申し出のあった日以降最初に到来する確定日の直後のお支払分から変更後の条件が適用されるものとします。	第12条 (条件の変更) 本会員は第7条（融資金等の支払方法）の融資金等の支払方法、第8条（返済方式及び返済額）(1) (2)のお支払日、同条(3) (2)で指定した金額の変更を、当社所定の方法により申し出ることができるものとします。この場合、当該変更の申し出のあった日以降最初に到来する確定日の直後のお支払分から変更後の条件が適用されるものとします。
第14条 (返済金等の充当順位) (略)	第13条 (返済金等の充当順位) (略)
第15条 (カードの紛失・盗難等) (略)	第14条 (カードの紛失・盗難等) (略)
第16条 (カードの再発行) (略)	第15条 (カードの再発行) (略)
第17条 (お届け事項の変更等) (略)	第16条 (お届け事項の変更等) (略)
第18条 (本規約の変更等) (1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(http://936333.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。 ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相	第17条 (本規約の変更等) (1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://loan.saisoncard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。 ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相

<p>当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (http://936333.jp/) において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>	<p>当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://loan.saisoncard.co.jp/) において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第19条（期限の利益喪失） (略)</p>	<p>第18条（期限の利益喪失） (略)</p>
<p>第20条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 会員は、以下の事項を予めご承諾いただきます。</p> <p>①第10条（融資利率）(1)の利息、及び第11条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②本会員のカードについて第8条（融資金等の支払方法）①の口座振替によるお支払が連續して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>④カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p>	<p>第19条（その他承諾事項）</p> <p>(1) 会員は、以下の事項を予めご承諾いただきます。</p> <p>①第9条（融資利率）(1)の利息、及び第10条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。</p> <p>②本会員のカードについて第7条（融資金等の支払方法）①の口座振替によるお支払が連續して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。</p> <p>③当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>④カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p>

<p>①融資のご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料（ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）をご負担いただくこと。</p> <p>②第8条（融資金等の支払方法）以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>④与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>①当社が本会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することな</p>	<p>①融資のご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料（ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）をご負担いただくこと。</p> <p>②第<u>7</u>条（融資金等の支払方法）以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>④与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>(3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>①当社が本会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することな</p>
--	---

<p>く、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>③前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>④与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。</p> <p>（4）本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると</p>	<p>く、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>③前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>④与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。</p> <p>（4）本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると</p>
---	---

<p>認められる関係を有すること。</p> <p>③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(5)会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6)会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載しています。</p> <p>①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</p> <p>(7)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。こ</p>	<p>認められる関係を有すること。</p> <p>③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(5)会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6)会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載しています。</p> <p>①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</p> <p>(7)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。こ</p>
--	--

<p>の場合、当社は、当社が当該追加確認をするか否かにかかわらず、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p>	<p>の場合、当社は、当社が当該追加確認をするか否かにかかわらず、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p>
<p>第 21 条 (マネー・ローンダリング等の禁止) (略)</p>	<p>第 20 条 (マネー・ローンダリング等の禁止) (略)</p>
<p>第 22 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第 8 条 (融資金等の支払方法) ①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第 20 条 (その他承諾事項) (2) ⑤の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②第 19 条 (期限の利益喪失) (1) 又は (2) 各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 17 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥融資、その他暗証番号を利用するサービ</p>	<p>第 21 条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①第 7 条 (融資金等の支払方法) ①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第 19 条 (その他承諾事項) (2) ⑤の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。</p> <p>②第 18 条 (期限の利益喪失) (1) 又は (2) 各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>④信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 16 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥融資、その他暗証番号を利用するサービ</p>

<p>ス、もしくはその他のカードのご利用状況が不適切、又は社会通念に照らし容認できず、当社との信頼関係が維持できなくなつたとき。</p> <p>⑦本会員が、第20条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、第20条（その他承諾事項）(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき又は、当社が、同条(4)もしくは第21条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p> <p>⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(2) (1) の処置は、店舗、ATM を通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。</p> <p>(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。</p> <p>(5) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。</p>	<p>ス、もしくはその他のカードのご利用状況が不適切、又は社会通念に照らし容認できず、当社との信頼関係が維持できなくなつたとき。</p> <p>⑦本会員が、第19条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、第19条（その他承諾事項）(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき又は、当社が、同条(4)もしくは第20条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p> <p>⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。</p> <p>⑨本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(2) (1) の処置は、店舗、ATM を通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。</p> <p>(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。</p> <p>(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。</p> <p>(5) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。</p>
<p>第23条（合意管轄裁判所） (略)</p>	<p>第22条（合意管轄裁判所） (略)</p>
<p>●「月々のお支払額算出表」(第9条(3)参考) (略)</p>	<p>●「月々のお支払額算出表」(第8条(3)参考) (略)</p>

